法教育を通じた法的思考力の養成と段階的な法的知識の習得

弘前大学人文学部現代社会課程法学コース4年 田中みなこ

1 はじめに

法は、一部の法学習得者のみならず、遍く国民全体がその本質を理解した上で、火急の 自体が起きた場合は速やかに対応するためのツールとして存知するべきものである。

国民の誰一人が資本主義における経済活動と無関係ではいられない市民生活のなかで、 社会の「法化」が進展し、司法制度も根本的な改革が指向されている。昨今はその一環と して、国民に対する法教育が陽の目を見ている。

法教育を単に体験学習やディベートなどの経験を得る機会として重要視されることに終始せず、そこから現代社会を生き抜く公民として、法的思考力を身につけるための素養である知識をも習得できる有機的な「法」教育というものを論じることで、現在の法教育の意義や方法に対して一石を投じることとしたい。そこで、従来の法教育のあり方と問題点、求められる効果を念頭に置いた今後の法教育の展開を、各機関の政策や実践を踏まえて最後に論じることとする。

2 各機関の取り組み

我が国における法教育のはじまりは、戦後の文部省における学習指導要領の公布による 憲法教育が端を発すると言ってよいだろう。

昨今では学校現場において従来の憲法教育とは別物、あるいはこれからの憲法教育の展開と補完し合うものとしての「法教育」が普及しつつある。「法教育」は日本では 1990 年代初頭以降に用いられるようになった用語であり、アメリカの法関連教育法(Law-Related Education Act of 1978)における定義にならって、「法律専門家ではない人を対象に、法(the law)、法形成過程(the legal process)、法制度(the legal system)、これらを基礎づける基本原理と価値に関する知識と技能を身に付けさせる教育」に由来する。この定義を基礎として、日本では 2004(平成 16)年 11 月 4 日に配布された法教育研究会報告書において、法教育は「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に着けるための教育を特に意味するものである」と定義された。現在はこのどちらかの定義が一般に用いられることが多い。

司法制度改革に伴う法教育普及の方向と並行して、未来を担う若者を育む学校教育が大きな影響を受けた。2006 年 12 月に教育基本法が改正され、それを踏まえて学校教育法が改正されたあとに、2008 年には学習指導要領 が全面改訂されている。小学校・中学校・高等学校の社会科のみならず、道徳・家庭科等でも「法」「きまり」「ルール」「権利」「義務」という文言が付され、その意味を生徒に理解させ、現実社会を構成する要素としての実感を促すことが現場の教師に求められた。

また、弁護士会や司法書士会といった市民と近しい距離で現実の法律問題と向き合って

聞いた法律家は、法教育の必要性を司法制度改革以前の早い時期から実感しており、具体的に法律教室や出前授業、教材づくりなどを通して活動していた。

3 現在の法教育のあり方と課題

法教育は二つの側面から提唱されるに至ったと言うことができる。第一は司法的要請である。2009年5月に導入・施行された裁判員制度の実施に伴って、国民の主体的な司法参加が望まれた。第二に教育的要請がある。社会生活を営む上での基本的な規範意識を身に付けさせることに重点が置かれ、それが法教育の担うべき一つの役割であるとされた。

法教育が声高に必要とされる背景として、日本の新自由主義的な経済体制の展開を無関係と見ることはできない。自立した強い個人が望まれるなかで、自己責任が強調され、経済的な利害が優先され、社会法が規制緩和されてきた。それに伴って自殺者数の増加や多重債務問題、悪徳商法など、その存在と数の増加が明るみに出てきた。市民が経済活動を営むなかで、現実に起こり得たトラブルに対して、向かうべき姿勢や解決策を提示してくれる窓口を、知ることと知らないことでは結果は大きく違う。こうした「知識」を主体的に得ようとする市民を養うことは、法教育の大きな目的の一つである。

4 これからの法教育のあり方を考える

法教育で今後克服すべき課題として、以下の三つが挙げられる。

第一に、法学的体系性がないことが、現在実践されている法教育の一番の問題点と言える。第二に、憲法の位置づけがあいまいであること。第三に、法律実務家との連携が十分ではないことがある。

本論文では、法教育の目標を「法的思考力を養成すると同時に、段階的に法的知識を習得すること」に置く。その上で、前述の課題の解決を踏まえつつ、発達段階に応じた法教育の展開を述べてみたい。

<児童期(小学校入学から卒業までの段階)>

まずこの時期には、土井真一が法的リテラシーとして重要とした能力である「第一に、公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力、第二に、自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力、第三に、多様な意見を調節し、合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行なったりする能力、そしてこれらを支える根源的な資質として…自尊感情及び他者に対する共感など」と定義した法的思考力を養うことを目的とする。その養成のためには、いわゆる知識詰め込み教育ではない、話し合い・討論を交えた参加型の授業方法が必要であろう。

具体的な授業実践のあり方として、法教育推進協議会・司法分野教育検討部会では、「約束をすること・守ること」をテーマに貸し借りに関する授業を行なった。この授業は小学校5年生を対象に作られたものだが、貸し借りは児童期の初めから子供同士で十分に有り得ることであり、契約自由や契約に伴う責任について平易な言葉で学ぶことができるこの

実践は、小学校低学年から十分に導入可能であろう。

児童期の後半(小学校 5 年から 6 年生)において効果的な方法として、小学校教諭の窪 直樹の裁判形式の討論を取る授業というものが大変興味深い。

<少年期(中学校入学から高等学校卒業程度までの段階)>

中学校の発達段階では、法教育としてもっとも重視すべき点である憲法の内容や基本的人権の意味・意義について、条文暗記ではない方法で理解することを心がける必要があるだろう。とりわけ社会保障法関係を、憲法第 25 条の関連から、暮らしにどう根付き、どんな限界を持っているのかを学ばせることを、この時期に行われるのが望ましい。これによって、法は個人を縛るものであるという認識から、法によって守られている側面を知り、法の担い手・作り手という主権者の理解を促すことが、中学校段階で必要となる。

他にも、18 歳からの選挙権制度や、熊本県熊本市の慈恵病院が申請していた赤ちゃんポストの設置の議論による「平等権」「自由権」「社会権」「基本的人権を守るための権利」「新しい人権」についての理解、男女結婚可能差についての議論による「法の下の平等」「個人の尊厳」という概念の理解などによって、具体的な事案を用いて憲法の本質や概念を、条文暗記に頼らずに教授していくことが望まれる。

更に、裁判員裁判や国会の働きについて、模擬裁判や模擬国会を用いて体験的に理解させることも有効である。法の担い手である主権者という意識から司法や立法について認識を深める皮切りとなろう。

高等学校の発達段階では、個別具体的な法令や実際の事例を用いて、法が身近に機能していることを実感させることが必要となろう。そのためには、法学において基本とされる部分を生徒用に噛み砕いて分かりやすく提示したり、判例を教材とすることが適切である。また、法律実務家をゲストスピーカーとして招くなど話を聞くことで、法と社会の関わりを身近に感じることができるであろうし、裁判傍聴は司法への関心を持つきっかけを得ることができる。井門正美が提案する役割体験学習論に基づく裁判員裁判教育は、問題解決(表題設定)を通じて、知識と行為の統一学習が可能である。

関連して、ニートや生活保護、貧困問題などの社会問題と結びつけることによって、自 分の進路の方向について実感を持って考えることもできよう。自己責任論のおかしさを教 える知識とスキルを培う一環として、借金の複利計算やサラ金・多重債務の授業を司法書 士と行なったという授業実践は大変興味深い。

5 おわりに

本論文では、以下のことを主張することを目的とした。

規制緩和の風潮にある経済活動や市民としてのあり方に変容が見られる現代社会において、公正に事実を理解し、自分の意見を述べ、多様な意見を調節し、合意を形成することができる資質―法的思考力と、「紛争があった際に能動的に行動できる」人間となるための法的知識の習得が必要とされている。しかしながら、従来あるいは昨今実施されている法

教育には「法的知識・解決策のみを上から植えつけるだけ」「条文暗記」「きまりやルールの大切さを教えるのみに終始し、そこから法や司法の役割を十分に理解し、主体的に関わる人間形成を目標とするに至っていない」という欠点があった。

そこで、本論文では十分な学習環境が備えられている小学校から高等学校教育において、 最終的には「社会に出て生きる力」を育むための法教育をどのように実施していくのが望 ましいのか検討を行った。

他方で、本論文には、以下のような限界がある。第一に、筆者の提案する段階的な法教育実践は、実際に小学校から高学年において順に展開した効果測定は行われていない。第二に、本論文で提案する法教育を実践する際には、法律実務家との協働が不可欠であるが、学校教育と法律実務家の提携は学校教諭からの各機関へのアクセスに頼るしかない。従来のあり方が変わらない限り、法教育について、各教諭による取り扱いのやる気如何でその法教育の質や内容が決まり、「一部の学校のみ」で実施される現状も変わることはないであろう。この問題を克服する解決策は本論文では提案されていない。第三に、法教育の普及に当たっては、現場のやる気だけではなく、サポートにあたる法律実務家の通常業務との折り合いや授業日数の関係、地域差による人材の不足といった問題が関係する。この点について本論文では触れていない。以上のことがらは、今後の課題として残されている。